

# トラストサービスと訴訟

2019年4月17日

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 宮内 宏

# 社会におけるトラストサービス

## ■ サービスがトラストであるとは

- サービス利用に係る当事者，時刻，行為などの記録が，その時点及び後日において，信頼できること
- 例：電子証明書発行
  - ◆ 電子証明書に係る本人の意思に基づいて発行され，電子証明書記載の公開鍵に対応する秘密鍵を本人が保有しているか，又は，本人にのみ交付していること。
  - ◆ このような事実が，確認可能であること。

## ■ どう使うのか

- 最終的に，トラストサービスによる情報が，**訴訟で証拠として使えること**
- 訴訟で証拠になることが，訴訟前の交渉においても重要。

# 訴訟への提出

## ■ 証拠能力：証拠として提出できる能力

- 日本の民事訴訟では、どんな文書（電子文書）でも、証拠として提出できる。
- 日本の刑事訴訟，アメリカの訴訟（民事，刑事）などでは、伝聞証拠（見聞きしたことを文書に書いたもの等）の提出は原則として禁止され、例外にあたる場合のみ提出できる。

## ■ 証拠力（日本の民事訴訟の場合）

- 形式的証拠力：本人の意思が記されていること
- 実質的証拠力：要証事実の証明に役立つ程度
  - ◆ 内容，信用性などにより，どこまで証明に役立つかが決まる
  - ◆ その判断は，裁判官の自由心証に委ねられている

# トラストサービスの(期待される)効果

- 形式的証拠力(本人の思想の表現であること)
  - 電子署名法3条: 一定の条件を満たす電子署名があれば, 本人が本人の意思で作成したことが推定される
- 実質的証拠力→信用性(内容が事実だと信じられる度合い)
  - 成立時刻: タイムスタンプ
  - 到達確認: eIDASの registered delivery service
  - 発信者確認: e-Seal, Web認証, コード署名
  - 検証結果: Validation Service
- トラストサービスが正当に発行された情報であり, その情報に係る処理が正当であることを, 訴訟において証明したい

# 訴訟における証明について

## ■ 訴訟における効果を法定

- 例：電子署名による真正な成立（本人の意思による作成）の推定
- ※ 電子証明書については、認定に有無などが問題となる。

## ■ 裁判官の自由心証への寄与

- 公的認定制度（公的機関によるサービスも含む）
  - ◆ 認定を受けていること（公的機関によること）、そのサービスによる発行を証明する必要がある
- 民間による認定制度
  - ◆ その制度が適正であること、認定を受けていること、そのサービスによる発行を証明する必要がある
- ガイドラインに基づくサービス
  - ◆ ガイドラインに従った処理・運用、そのサービスによる発行を証明する必要がある
- 全くの私的なサービス
  - ◆ 処理内容の適正、運用の適正、そのサービスによる発行などをすべて証明する必要がある

# 証明の容易さ

- 法制度の整備が進めば、訴訟での証明は容易になる。
  - 法定された効果があれば、容易に証明できる。
  - 全くの私的サービスによる情報について証明するためには、専門的知識に基づく十分な証明が必要。
  - 特に、本人訴訟を考えると、証明の容易さは、重要
- トラストサービスを用いれば、証明が容易になるような法制度にすべき
  - 効力の法定が最も効果的
  - 公的認定制度であっても、相当の効果あり
  - 民間認定制度、ガイドラインなどは、社会的認知を待つことになりそう。判例は簡単には出ないのではないか。

# 外国との関係

## ■ 海外の訴訟での証明

- 法制度に基づくものであれば、その旨を示すことは難しくない(英語等で書かれた文献は必要)。
- 民間の認定やガイドラインでは、制度内容や、日本の社会での認識などを示すのは、相当のコストがかかりそう。これを恐れて、EU等のトラストサービスに利用者が流れる可能性がある。
- 証拠能力のためにも一定の証明が必要な場合がある。
- 法制度の確立が、日本のトラストサービスの利用発展に必要

## ■ EU等との相互認証のためには、日本での制度の確立が必要